

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（財政課）

一 趣旨

建築士法等の一部改正に伴い、二級建築士又は木造建築士の免許手数料等の額を改正するとともに、規定の整備をするための改正

二 内容

(一) 建築士法等の一部改正に伴う手数料の改定

現行	一万九千三百円
改正後	二万四千四百円

(例) 二級建築士又は木造建築士の免許手数料

(二) 規定の整備

三 施行期日

令和二年三月一日から施行する。ただし、二(二)についてはこの条例の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利便に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から遅い日から施行する。

二(一)の一部については、この条例の施行の日以後に二級建築士試験に合格した者又は木造建築士試験に合格した者の免許に係る手数料について適用し、同日前に二級建築士試験に合格した者（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格した者の免許に係る手数料については、なお従前の例による。